

# 富士宮市中小企業振興実施計画

～中小企業振興アクションプラン～



(令和4年度版)

富士宮市

# 目 次

1	目 的	1
2	期 間	1
3	位置付け	1
4	中小企業振興に関する指標	2
5	施策の基本方針	6
6	中小企業振興関連事業	
	【1】事業一覧表	10
	【2】事業概要等	14

(通商手帳用)

市宮土富



## 1 目的

市内企業の大部分を占めている中小企業は、本市の地域経済の活性化を促進し、多くの雇用を受け入れるなど、豊かな市民生活を創り出す担い手として重要な役割を果たしています。

しかし、地域の活力を支える中小企業を取り巻く環境は、グローバル化や少子・高齢化の進展等による社会構造の急激な変化に加え、自然災害や環境問題への対応など様々な要因により一層厳しくなっています。

このため、中小企業振興への姿勢を掲げた「富士宮市中小企業振興基本条例」（以下「条例」という。）の基本理念に沿って、市・企業・経済団体等、産業の振興に関わる様々な主体が連携・協働し、中小企業の振興による地域社会の発展及び市民生活の向上を図るため、この「富士宮市中小企業振興実施計画」を策定します。

## 2 位置付け

本計画は、条例第3条の基本理念及び第10条の施策の基本方針に沿った施策を総合的かつ計画的に実施することを目的とします。

「富士宮市総合計画」等の上位計画に即し、関連する個別計画との整合を図ります。個別の中小企業振興関連事業については、毎年度施策を検討し、必要に応じて計画の見直しを行うとともに、中小企業振興の中心となる産業振興部に加え、庁内関係部署の関連施策についても、進捗状況に応じて新たな展開ができるように管理を行います。

なお、施策の策定及び実施にあたっては、広く中小企業者の意見を聴き、経営環境や事業活動、雇用状況、現状への課題やニーズなどについて調査・分析するとともに、適宜、「富士宮市中小企業振興懇話会」の意見を求めるものとします。

また、時代は大きな転換点を迎えており、脱炭素社会やポストコロナ社会に向けた対応に加え、「SDGs」の実現を推進します。

## 3 期間

本実施計画の期間は、令和4年度が計画初年度となる、第5次富士宮市総合計画基本構想に基づく後期基本計画の期間に合わせ、令和7年度までの4年間とします。

また、第5次富士宮市総合計画後期基本計画に基づく実施計画の採択事業の内容などに応じて、本実施計画も更新します。



## 4 中小企業振興に関する指標

第5次富士宮市総合計画後期基本計画の基本目標における「富士山の麓から創造力と活力がみなぎるまちづくり（産業）」より、中小企業振興に関する施策の内容及び目指すべき目標値の内容を一部抜粋しています。

また、各項目でSDGsに係る目標を取り入れるとともに、その達成に向けて取り組みます。

### 【産業基盤の強化、地域産業の振興（工業）】



- 富士山からの良質な伏流水や豊かな自然など、地域の特性を生かした産業の創出や新たな工業用地の確保に努めます。
- 既存の企業の操業環境の改善や成長分野の企業誘致等を推進します。
- 市域経済の実態把握に努め、課題解決や活性化に必要となる支援を行います。
- 関係機関との連携を強化し、市内企業の新技術・新製品の開発や高付加価値化を支援します。
- 中小企業、経済団体、金融機関等との連携を強化し、経営革新、事業拡大等の市内企業の抱える経営上の課題解決を支援します。
- 中小企業が有する革新的な技術を知的財産として保護し、活用を促進するため、知的財産権の取得に要する費用の助成を行います。また、弁理士相談やセミナーなどの実施により、中小企業者の経営戦略を支援します。
- ビジネスコーディネーターによる相談支援を実施し経営基盤の強化につなげます。
- 多彩な連携を柱に、大企業の開放特許と中小企業の技術力をマッチングし、自社製品の開発に結びつけるなど、顔の見えるネットワークで「大企業と中小企業」「中小企業と中小企業」をつなぐ異業種交流を進めます。

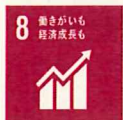
成果指標	現状値 (R1)	→	目標値 (R7)	備考
●製造品出荷額を増やします。	9,391 億円	→	1 兆円	
●知的財産権の取得・活用を目指す事業者を増やします。（相談受付件数）	31 件	→	36 件	

【主要な事業】 P12 企業立地推進事業費補助金、企業立地支援事業費補助金など





### 【経営基盤の強化、中心商店街の振興（商業）】



- 中小企業者が生産する製品等が多くの消費者に認識されるように、オリジナル商品の開発、地域産品のブランド化、イベント・物産展参加への支援により、魅力ある新製品の創出と販路拡大を図ります。
- 事業者及び創業者支援を目的として、ビジネスコネクトふじのみやを核に商工業団体や金融機関等の連携強化を図ります。
- 事業者と連携した事業を実施することにより、地域経済の活性化、並びに市内消費の喚起につなげます。
- 小口資金・短期経営改善資金等の融資利子補給制度を実施するとともに、融資の相談窓口となる金融機関と連携した支援を行うことで中小企業者の資金調達を円滑にし、経営の安定化を図ります。
- 商店街に新たなスポットを創造し、富士山本宮浅間大社、富士山世界遺産センターを中心としたにぎわいづくりを図るため、関係組織と一体となり商店街に出店する事業者を支援します。
- 商店街が主催するイベントに対する助成を実施することにより、商店街全体の活性化を図ります。

成果指標	現状値 (R1)	→	目標値 (R7)	備考
●市内の商品販売額を維持します。 (市内年間商品販売額)	1,131 億円	→	1,131 億円	
●中心商店街の営業店舗を増やします。 (営業店舗率)	70.3%	→	71.4%	

【主要な事業】P10 ビジネスコネクトふじのみや、商店街空き店舗等対策事業費補助金、P13 住宅リフォーム宮クーポン事業など



【魅力的な就労環境の創出、地域に根ざした人材の確保（労働・雇用）】



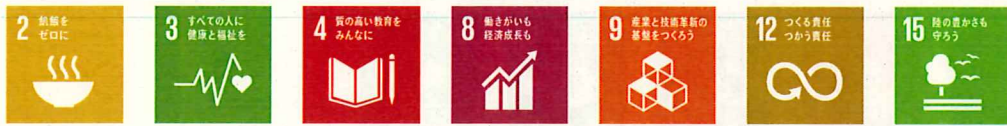
- 中小企業の福利厚生充実を支援するとともに、融資制度等を通じて勤労者の安定的な生活を支援します。
- 市内企業におけるワーク・ライフ・バランスを推進し、誰もがいきいきと働くことができる環境整備に努めます。
- 地域資源を活用した雇用環境の創出に努めます。
- 地域の元気な企業の情報を幅広い世代にアピールするとともに、首都圏などからのUIJターン希望者への就業を支援します。
- 企業ガイダンスや就職セミナー等を実施し、就業機会の拡大に努めます。
- 成長分野の企業誘致や地域産業の活性化等を推進し、就業の場の拡大に努めます。
- 外国人を含む多様な人材と企業のニーズに応じた就労環境の整備を図ります。

成果指標	現状値 (R1)	→	目標値 (R7)	備考
●市内で働く勤労者を増やします。（製造業）	19,801人	→	21,000人	
【主要な事業】P11 UIJターナー就業支援事業、奨学金返還支援助成制度、企業紹介ガイドブック作成業務など				





### 【食の豊富な資源を生かした産業振興（食）】



- 水を中心とした食・農林水産業・環境・健康の循環を基本に、地域資源を連携させた産業の振興を図ります。
- 豊富な食資源を活用することにより、国内外の販路拡大を推進し、産業振興を図ります。
- 若者をはじめとした新規就農者を確保するため、地域の伝統を承継するとともに、新しい農業や6次産業化などを積極的に進めます。
- 世界遺産富士山とその構成資産などの魅力ある観光と豊富な食の連携により、国内外からの誘客を推進します。

### 【食のネットワーク化による経済の活性化（食）】

- 食に関連する生産者、食関連産業、宿泊施設、飲食店などとのネットワークを拡大し、生産・加工・流通・消費システムの確立を目指します。
- 大学や研究機関などと連携し、食と農についての学術的な研究・提案を行い、科学的な根拠を加えた地域ブランドの確立に努めます。
- 食のネットワークを活用し、各種イベントを開催及び参加することで、関係機関と連携の強化を図ります。

### 【食の情報発信による富士宮ブランドの確立（食）】

- 良質な水とその水を育む環境を積極的に情報発信し、付加価値の高い農林水産物の創出を図ります。
- 日本酒や農畜産物、ニジマス、野生鳥獣肉（ジビエ）などの地場産品に、ストーリー性や付加価値を付けて全国に情報発信することでブランド力を上げ、観光交流人口の増加につなげていきます。
- 観光客に向けて富士宮の地域食材の情報を発信し、地域全体のブランド化を図ります。
- 食の情報発信やブランド化など、ソフト面に特化した人材育成に取り組みます。

成果指標	現状値 (R1)	→	目標値 (R7)	備考
●新規の特産品開発数を増やします。（累計数）	2件	→	12件	
【主要な事業】P12 特産品開発・新製品出展事業費補助制度、6次産業化推進事業など				



【農業・畜産・林業・養鱒業の振興（農林水産業）】



- 地域特産品を観光や商業などと連携しながら広く紹介するなど販売の強化に努めます。
- 消費者の安全・安心志向に的確に応えることができるよう、本市の農産物を材料とした優良な加工品を研究開発することにより、地域特産品のブランド化を進め、消費の拡大に努めます。
- 畜産農家が安心・安全な畜産物を生産できるよう支援し、高品質・高付加価値なブランド力が高まる取組を推進します。
- 富士ヒノキの安定的な供給を通じて、収益の確保に取り組みます。
- 市の魚「にじます」を、観光や商業などと連携しながら広く宣伝するとともに、富士宮産にじますの独自の価値を発信し、ブランド化を促進します。

成果指標	現状値 (R1)	→	目標値 (R7)	備考
●新規の特産品開発数を増やします。（累計数）	2件	→	12件	
●認定新規就農者を増やします。（累計認定件数）	20件	→	34件	
●ニジマスの出荷額を維持します。	3.6億円	→	3.6億円	

【主要な事業】 P12 富士ヒノキの家・宮クーポン事業など



©富士宮市さくやちゃん





### 【観光基盤の整備、観光誘客の推進（観光）】



- ホテル誘致やキャンプ場等の設置の推進などにより、国内外からの観光客が滞在できる環境整備を図るとともに、多くの集客交流が見込まれる場の確保に向けた検討を進めます。
- 観光客の特徴を捉え、ターゲットに合った情報発信技術を高めます。
- 魅力ある観光資源、特産品やイベントの魅力を伝え、更なる誘客を図ります。
- まちなかの回遊性を高め、観光客が長時間滞在するための取組を図ります。

成果指標	現状値 (R1)	→	目標値 (R7)	備考
●宿泊者を増やします。	28万人	→	32万人	
●観光客を増やします。	593万人	→	666万人	

【主要な事業】 P10 E-BIKE を活用した観光誘客事業など



## 5 施策の基本方針

(富士宮市中小企業振興基本条例第10条より)

地域社会の持続的な発展に向けて、中小企業自らの創意工夫と努力を前提としながら、市、企業、経済団体などがそれぞれの果たす役割を理解し連携して中小企業振興支援策を推進する

### (1) 中小企業者の経営の革新及び経営基盤の強化を促進すること

中小企業の有する革新的な技術を知的財産として保護することにより、競争力や経営基盤の強化を図ります。弁理士による知的財産権に関するセミナーの実施や、弁理士への相談の場を設け、権利の適切な保護や活用等を促進し、中小企業者の経営戦略を支援します。

また、市、経済団体、金融機関等の連携枠組み「ビジネスコネクトふじのみや」のネットワークを活用し、大企業の開放特許と中小企業の技術力のマッチングにより、中小企業の製品開発や技術力の高度化・高付加価値化を支援します。

### (2) 中小企業者の創業を促進すること

中心市街地の活性化を図るとともに、円滑な創業等の支援ができるように、商店街の空き店舗・空地への出店者に対する補助制度などによる支援を継続します。

また、「ビジネスコネクトふじのみや」のビジネスコーディネーターによる総合相談や課題解決を行い、円滑な創業等を支援するとともに、創業に必要な知識が身に付くセミナーの開講など、創業者へのマッチング支援などを実施します。

### (3) 中小企業者における人材の確保及び育成並びに労働環境及び勤労者福祉の向上を支援すること

勤労者の生活環境の改善など福利厚生の実施に向けて、住宅の建設等に係る費用の一部や、生活の安定・改善、教育のための資金を優良な条件で融資し支援するとともに、勤労者がゆとりを感じながら、家庭と仕事を両立し、いきいきと働くことができる環境整備に努めます。

また、地域の元気な企業の情報を、幅広い世代にアピールする機会を増やし、地域の活力の維持に必要となる人材の確保に努めます。企業ガイダンスや就職セミナーを実施するとともに、市内中小企業等の強みや魅力を情報発信し、首都圏等からのUIJターン希望者の就業を支援します。

また、企業の求める人材と求職者のニーズを把握し、両者のニーズに応じたマッチングの仕組みを構築することにより、離職率の低下や地域企業への愛着度の向上に努めます。

### (4) 中小企業者への資金供給の円滑化を図ること

中小企業者の経営の安定化・合理化を図るため、事業資金調達に係る利子の一部を補助し、企業の負担軽減に努めます。

また、老朽化した設備の更新による経営基盤強化につながる新たな設備投資（先



端設備等導入計画)を支援し中小企業の生産性向上を図ります。既存企業の事業規模拡大を目的とした設備投資を促進するため、新たに操業開始した企業に対して、用地取得及び従業員の新規雇用に要する経費や設備投資に要した経費への補助制度などにより、中小企業の設備投資などを支援します。

**(5) 地場産品の消費及び販路拡大を図ること**

豊富な地域資産を活用した特産品や製品等が広く認識されるとともに、国内外での販路拡大を図るため、製品展示会等への出展や特産品の開発と販売等を支援します。富士ヒノキの積極的な活用を促進するため、富士ヒノキを使用した新築住宅を建設した市民に対して、市内の加盟店舗で使用できるクーポン券を交付して、木材産業の振興を図り、地元の中小店舗での消費喚起を促します。

また、専門的なノウハウを持つ支援組織と連携し、ネットワーク等を活用した情報提供や販路拡大を支援します。

**(6) 市が発注する工事、物品購入、請負等における中小企業者の受注機会の増大に努めること**

工事・請負等の受注を確保しようとする中小企業者の自主的な努力を助長し、公正な競争が行われるよう配慮します。

また、「市内でできるものは市内で」という考え方を基本とした指名業者の選定を推進し、中小企業者の受注機会の増大に取り組むことで、中小企業者の経営基盤の強化を推進します。

**※ その他、中小企業の振興に関連すること**

中小企業振興基本条例の基本理念に則り、市内の中小企業を対象として経営環境や事業活動、雇用状況等の実態調査を行い、課題やニーズなどを分析することにより、中小企業の実態に即した施策を策定します。

## 6 中小企業振興関連事業

### 【1】事業一覧表

#### (1) 中小企業者の経営の革新及び経営基盤の強化を促進すること

事業番号	事業又は制度名等	所管課（係等）
1	知的財産権取得費補助制度	商工振興課 (知財戦略・商業係)
2	知的財産権に係る一般向けセミナー	商工振興課 (知財戦略・商業係)
3	弁理士相談	商工振興課 (知財戦略・商業係)
4	小口資金及び短期経営改善資金融資制度	商工振興課 (知財戦略・商業係)
5	中小企業育成融資制度	商工振興課 (知財戦略・商業係)
6	E-BIKE を活用した観光誘客事業	観光課 (観光企画係)
7	小規模事業者経営改善資金利子補給制度	商工振興課 (知財戦略・商業係)
8	起業・創業・事業者相談窓口 ビジネスコネクトふじのみや	商工振興課 (知財戦略・商業係)

#### (2) 中小企業者の創業を促進すること

事業番号	事業又は制度名等	所管課（係等）
1	商店街空き店舗等対策事業費補助制度	商工振興課 (知財戦略・商業係)
2	産業競争力強化法に基づく創業支援	商工振興課 (知財戦略・商業係)



(3) 中小企業者における人材の確保及び育成並びに労働環境及び勤労者福祉の向上を支援すること

事業番号	事業又は制度名等	所管課（係等）
1	勤労者住宅建設資金利子補給制度	商工振興課 (工業振興・労政係)
2	勤労者生活資金貸付制度	商工振興課 (工業振興・労政係)
3	勤労者教育資金貸付制度	商工振興課 (工業振興・労政係)
4	技能功労者表彰事業	商工振興課 (工業振興・労政係)
5	働く人の労働安全衛生講座	商工振興課 (工業振興・労政係)
6	障害者雇用環境整備事業	障がい療育支援課 (障がい支援係)
7	UIJターン者就業支援事業	商工振興課 (工業振興・労政係)
8	現場従業員安全研修	商工振興課 (工業振興・労政係)
9	奨学金返還支援助成制度	商工振興課 (工業振興・労政係)
10	企業紹介ガイドブック作成業務	商工振興課 (工業振興・労政係)

(4) 中小企業者への資金供給の円滑化を図ること

事業番号	事業又は制度名等	所管課（係等）
1	企業立地促進事業費補助制度	商工振興課 (工業振興・労政係)
2	企業立地支援事業補助制度	商工振興課 (工業振興・労政係)
3	産業振興事業費補助制度	商工振興課 (工業振興・労政係)
4	中間前金払制度	契約管理課(契約係)

(5) 地場産品の消費及び販路拡大を図ること

事業番号	事業又は制度名等	所管課（係等）
1	中小企業新技術・新製品出展事業費補助制度	商工振興課 (知財戦略・商業係)
2	特産品開発・付加価値向上等推進事業	農業政策課 (食のまち推進室)
3	6次産業化推進事業	農業政策課 (食のまち推進室)
4	食のまち富士宮ぐるめガイドの発行	農業政策課 (食のまち推進室)
5	富士ヒノキの家・宮クーポン事業	農業政策課 (林業係)
6	フードバレースマートフォンサイト運営事業	農業政策課 (食のまち推進室)



(6)市が発注する工事、物品購入、請負等における中小企業者の受注機会の増大に努めること

事業番号	事業又は制度名等	所管課（係等）
1	住宅リフォーム宮クーポン事業	商工振興課 (知財戦略・商業係)
2	「市内でできるものは市内で」の考え方を基本とした指名業者の選定（取扱い）	契約管理課(契約係)
3	簡易な修繕等受注者登録制度	契約管理課(契約係)

※その他、中小企業の振興に関連すること

事業番号	事業又は制度名等	所管課（係等）
1	富士山SDGs推進パートナー事業	企画戦略課 (企画調整係)
2	富士宮市移住・就業支援金	企画戦略課 (地域政策推進室)
3	導入促進計画に基づく先端設備等導入計画の認定	商工振興課 (工業振興・労政係)

【2】事業概要等 (1) 中小企業者の経営の革新及び経営基盤の強化を促進すること

事業番号	事業又は制度名等	開始年度	R4予算額 (千円)	成果指標				
				上段:目標値(各年度)				
				下段:実績値(各年度)				
(1)-1	知的財産権取得費補助制度	H19	1,000	補助金交付件数				
				R3	R4	R5	R6	R7
				6	6			
				R3	R4	R5	R6	R7
5								
(1)-2	知的財産権に係る一般向けセミナー	H15	-	セミナー参加者数				
				R3	R4	R5	R6	R7
				25	25			
				R3	R4	R5	R6	R7
25								
(1)-3	弁理士相談	H15	264	相談受付件数				
				R3	R4	R5	R6	R7
				25	25			
				R3	R4	R5	R6	R7
30								
(1)-4	小口資金及び短期経営改善資金融資制度	不明	602	融資件数				
				R3	R4	R5	R6	R7
				70	40			
				R3	R4	R5	R6	R7
42								



事業概要等	担当課
<p>【目的】 中小企業者等の新製品の開発等を促し、競争力や経営基盤の強化を図る。</p> <p>【概要】 知的財産権の取得に要する費用の一部を補助する。 ○補助率及び上限額 1/2以内 特許権は上限20万円、その他は上限10万円 ○補助対象経費 特許権・実用新案権・意匠権・商標権の出願に要する費用</p>	商工振興課
<p>【目的】 弁理士による知的財産権に係るセミナーを実施することにより、権利の適正な保護及び利用の促進を図る。</p> <p>【概要】 日本弁理士会との協定と日本弁理士会東海支部との覚書に基づき、日本弁理士会東海支部から派遣を受けた弁理士が知的財産権に係るセミナーを実施する。</p>	商工振興課
<p>【目的】 弁理士が産業財産権の取得に関する相談に応じることにより、権利の適正な保護及び利用の促進を図る。</p> <p>【概要】 毎月第4金曜日の午後3時から5時まで、1件あたり30分の割当てで、知的財産権に係る相談業務を実施する。</p>	商工振興課
<p>【目的】 市内中小企業の経営の安定及び合理化を促進する。</p> <p>【概要】 小口資金及び短期経営改善資金融資制度に同意した金融機関に対し利子を補給する。 ○小口資金 資金使途: 運転資金・設備資金 貸付限度額: 700万円 返済期間: 5年以内 利子補給率: 基準金利2.08%のうち0.48%を補助 ○短期経営改善資金 資金使途: 運転資金 貸付限度額: 700万円 返済期間: 5ヶ月以内 利子補給率: 基準金利2.06%のうち0.3%を補助(県利子補給率0.26%)</p> <p>【連携課・関係機関等】 市内金融機関、静岡県信用保証協会</p>	商工振興課

事業番号	事業又は制度名等	開始年度	R4予算額 (千円)	成果指標				
				上段:目標値(各年度)				
				下段:実績値(各年度)				
(1)-5	中小企業育成融資制度	不明	10,000	融資件数				
				R3	R4	R5	R6	R7
				250	250			
				R3	R4	R5	R6	R7
(1)-6	E-BIKEを活用した観光誘客事業	R2	9,648	E-BIKEレンタル回数				
				R3	R4	R5	R6	R7
				1,000	1,200			
				R3	R4	R5	R6	R7
				1,050				



事業概要等	担当課
<p>【目的】 中小企業の育成と振興を図るため。</p> <p>【概要】 中小企業団体(中小企業等協同組合、商工組合など)で、市内に事務所または事業所を有する団体及びその構成員への融資制度であり、当市からの預託金を原資に、商工中金が融資を実行、管理している。</p> <p>○資金用途: 運転資金・設備資金 ○貸付限度額: 1組合 200億円、1構成員 20億円 ○返済期間: 運転資金: 10年以内(据置2年以内)                   設備資金: 15年以内(据置2年以内) ○返済方法: 割賦返済(元金、元利均等)、短期は一括返済あり ○利率: 短期(1年未満) 1.48%以上、長期(1年以上) 1.50%以上</p> <p>【連携課・関係機関等】 商工組合中央金庫</p>	商工振興課
<p>【目的】 E-BIKEを活用した新たな観光客の誘客及び回遊の創出</p> <p>【概要】 朝霧高原地区及び芝川地区内の複数の観光施設等でE-BIKEの貸し出しを行い、利用状況の把握を行い、新たな観光客の誘客及び回遊を創出する。 新たな観光客の誘客及び回遊を創出することを目指して、E-BIKE(高性能電動アシスト付自転車)を活用した実証実験を実施し、E-BIKEのまちをアピールするとともに、新たな地域の活性化策とする。 地域の新たな魅力として、観光客の誘客に結び付けるほか、朝霧高原地区へ多く訪れているキャンプ客の回遊を図る。 また、利用状況を把握することにより、観光客のニーズに基づいた今後市全体のE-BIKEの活用策を探る。 富士山西麓に位置し自然豊かな朝霧高原エリアにおいて、キャンプなどアクティビティを楽しみながら、世界遺産富士山構成資産白糸ノ滝や田貫湖、点在する観光施設の周遊を図り、E-BIKEの利用促進にもつなげる。</p>	観光課

事業番号	事業又は制度名等	開始年度	R4予算額 (千円)	成果指標				
				上段:目標値(各年度)				
				下段:実績値(各年度)				
(1)-7	小規模事業者経営改善資 金利子補給制度	H28	456	補助金交付件数				
				R3	R4	R5	R6	R7
				20	15			
				R3	R4	R5	R6	R7
19								
(1)-8	起業・創業・事業者相談窓 ロビジネスコネクトふじの みや	R3	6,600	市相談件数				
				R3	R4	R5	R6	R7
				400	500			
				R3	R4	R5	R6	R7
483								



事業概要等	担当課
<p>【目的】 小規模事業者の経営の安定化を図る。</p> <p>【概要】  (株)日本政策金融公庫が行う小規模事業者経営改善資金(通称:マル経融資)を借り受けた小規模事業者に対し、その利子を一部補助する。  ○利子補給金額  (株)日本政策金融公庫に支払ったマル経融資に係る利子のうち、年利0.5%相当  ○利子補給期間  2年以内</p> <p>【連携課・関係機関等】  富士宮商工会議所・芝川商工会  (株)日本政策金融公庫</p>	商工振興課
<p>【目的】 中小企業事業者がかかえる様々な問題(経営、販路開拓、新規開発、人材育成、事業承継、操業等)に対する解決策を提案するため中小企業事業者のためのワンストップ経営相談窓口(ビジネスコネクtofじのみや)を設け、富士宮商工会議所、芝川商工会、富士宮信用金庫と連携して、事業の継続や発展、知的財産権の取得や活用、操業等を支援します。</p> <p>【概要】 中小企業事業者がかかえる様々な問題について、ワンストップ(ビジネスコネクtofじのみや)での相談を実施します。また、専門知識を有する中小企業支援コーディネータを設置することにより、適正な解決策を提案するとともに、中小企業に寄り添った支援を行います。その他、川崎市との協定を中心とした、他市との広域連携を強化し、中小企業の交流やマッチングなどを推進する。</p> <p>【連携課・関係機関等】 富士宮商工会議所・芝川商工会、富士宮信用金庫 ほか</p>	商工振興課

(2) 中小企業者の創業を促進すること

事業番号	事業又は制度名等	開始年度	R4予算額 (千円)	成果指標				
				上段:目標値(各年度)				
				下段:実績値(各年度)				
(2)-1	商店街空き店舗等対策事業費補助制度	H26	5,000	補助金を活用して出店した店舗数				
				R3	R4	R5	R6	R7
				5	5			
				R3	R4	R5	R6	R7
7								
(2)-2	産業競争力強化法に基づく創業支援	H28	800	創業者数				
				R3	R4	R5	R6	R7
				9	9			
				R3	R4	R5	R6	R7
8								



事業概要等	担当課
<p>【目的】 中心市街地の活性化と地域経済の発展を図る。</p> <p>【概要】 商店街の空き店舗、空地利用の出店者(創業者)に対して、店舗の改修費用等の一部を補助する。</p> <p>○補助率及び上限額 空き店舗は1/2以内で上限100万円(ただし飲食サービス業は上限200万円) 空地は1/2以内で上限200万円(ただし飲食サービス業は上限300万円)</p> <p>○補助対象経費 店舗内外装改修費・店舗建築費・備品購入費</p> <p>【連携課・関係機関等】 富士宮商工会議所、富士宮信用金庫、公益財団法人みやしん地域振興協力基金 富士宮商店街連盟</p>	商工振興課
<p>【目的】 地域における新たな需要の掘り起こしや雇用の創出を促すため、富士宮市・富士宮商工会議所・芝川商工会・富士宮信用金庫が連携して創業支援を行う。</p> <p>【概要】 市に創業支援のワンストップ窓口を新たに設置するとともに、創業に必要な「経営・財務・人材育成・販路開拓」の4つの知識が身に付く創業支援セミナーを開講するなど、富士宮商工会議所・芝川商工会・富士宮信用金庫の各機関が創業者支援に向けタッグを組み伴走型の支援を行う。</p> <p>【連携課・関係機関等】 富士宮商工会議所・芝川商工会 富士宮信用金庫</p>	商工振興課

(3) 中小企業者における人材の確保及び育成並びに労働環境及び勤労者福祉の向上を支援すること

事業番号	事業又は制度名等	開始年度	R4予算額 (千円)	成果指標				
				上段:目標値(各年度)				
				下段:実績値(各年度)				
(3)-1	勤労者住宅建設資金利子 補給制度	H23	8,019	新規融資件数(件)				
				R3	R4	R5	R6	R7
				40	40			
				R3	R4	R5	R6	R7
40								
(3)-2	勤労者生活資金貸付制度	S60	8,523	新規融資件数 (融資率/%)				
				R3	R4	R5	R6	R7
				6 (75.00)	6 (75.00)			
				R3	R4	R5	R6	R7
1 (18.1)								
(3)-3	勤労者教育資金貸付制度	H10	135,363	新規融資件数 (融資率/%)				
				R3	R4	R5	R6	R7
				25 (80.00)	25 (80.00)			
				R3	R4	R5	R6	R7
41 (100)								
(3)-4	技能功労者表彰事業	S60	364	表彰者数				
				R3	R4	R5	R6	R7
				10	10			
				R3	R4	R5	R6	R7
7								



事業概要等	担当課
<p>【目的】 市内に居住する勤労者の住宅の建設、購入又は増改築の促進を図る。</p> <p>【概要】 市内に自ら居住する住宅を建築、購入、増改築するため、又は宅地を購入するため、静岡県労働金庫の住宅融資を借り受ける勤労者を対象に利子の一部を補助する。 ○利子補給率 0.3%/年 ○利子補給期間 10年 ○借入金限度額 1,000万円</p> <p>【連携課・関係機関等】 静岡県労働金庫</p>	商工振興課
<p>【目的】 市内に居住する勤労者の生活の安定及び改善を図る。</p> <p>【概要】 市内に居住する勤労者の生活の安定及び改善に要する資金に充てるため、静岡県労働金庫と協調融資を実施する。 ○融資枠 7,500千円(預託金3,000千円の2.5倍) ○限度額 一般:2,000千円/件、育児休業等:1,000千円/件 ○利率 一般:1.80%、育児休業等:1.30% ○借入期間 5年以内</p> <p>【連携課・関係機関等】 静岡県労働金庫</p>	商工振興課
<p>【目的】 市内に居住する勤労者の教育に要する費用の緩和を図る。</p> <p>【概要】 勤労者又はその子弟の大学への進学時又は大学等の在学中における教育のために要する資金に充てるため、静岡県労働金庫と協調融資を実施する。 ○融資枠 75,000千円(預託金30,000千円の2.5倍) ○限度額 3,000千円/件 ○利率 1.50% ○借入期間 15年以内</p> <p>【連携課・関係機関等】 静岡県労働金庫</p>	商工振興課
<p>【目的】 永く同一の職業に従事し、技能の練磨及び後進の育成等により産業の向上に寄与し、功績のあった技能者を表彰し顕彰する。</p> <p>【概要】 各技能職団体又は個人からの推薦により、富士宮市技能功労者表彰選考委員会を経て対象者を決定し、毎年11月に表彰を実施している。 ○表彰の基準 ・11月1日現在において、同一の職業に30年以上従事している者で、年齢60才以上のもの ・すぐれた技能を有し、引き続きその職業に従事する者で、原則として後進の模範と認められるもの ○対象となる職業 富士宮市技能功労者表彰要綱に定められた52職種及び市長が認める職種</p>	商工振興課

事業番号	事業又は制度名等	開始年度	R4予算額 (千円)	成果指標				
				上段:目標値(各年度)				
				下段:実績値(各年度)				
(3)-5	働く人の労働安全衛生講座	H5	50	セミナー参加者数				
				R3	R4	R5	R6	R7
				60	60			
				R3	R4	R5	R6	R7
32								
(3)-6	障害者雇用環境整備事業	H25	—	富士特別支援学校富士宮分校の一般企業就職率 (市内生徒分)				
				R3	R4	R5	R6	R7
				75.00	75.00			
				R3	R4	R5	R6	R7
81.00								
(3)-7	UIJターン者就業支援事業	H28	2,670	企業ガイダンス等出展企業数 (参加求職者数)				
				R3	R4	R5	R6	R7
				100 (300)	100 (300)			
				R3	R4	R5	R6	R7
48 (187)								



事業概要等	担当課
<p><b>【目的】</b> 勤労者の労働安全衛生等についての基礎知識の普及を図る。</p> <p><b>【概要】</b> 外部講師もしくは庁内の専門職員により、労働安全衛生等に関するセミナーを実施する。</p> <p><b>【連携課・関係機関等】</b> 健康増進課</p>	商工振興課
<p><b>【目的】</b> 障害のある人が障害のない人と同様、その能力と適性に応じた雇用の場に就き、地域で自立した生活を送ることができる社会を目指す。</p> <p><b>【概要】</b> 県立富士特別支援学校富士宮分校の生徒を対象に、工場見学や職場実習の受け入れなどについて、企業側との連携により実施することで、生徒の職業観を育み、業務の適性を見出すとともに、就労と雇用のミスマッチを減らす。また、障害者雇用で課題となる通勤手段は「宮タク」の利用により、バス運賃並みの低料金での送迎も可能となっている。 ※企業の設備投資に対する産業振興事業費補助金は、障害者を新規雇用した場合については、設備投資額の要件を緩和している。</p> <p><b>【連携課・関係機関等】</b> 商工振興課、市民生活課交通対策室 静岡県立富士特別支援学校富士宮分校</p>	障がい療育支援課
<p><b>【目的】</b> 労働力確保による地域産業の振興を目的として、首都圏などからのUIターン希望者への就業の支援を図るとともに、市内中小企業等の企業情報などを情報発信する。</p> <p><b>【概要】</b> 首都圏などからのUIターン就職を促進する企業ガイダンスや就職セミナーなどを開催します。 ○保護者及び学生を対象に就職セミナーならびに就職ガイダンス ○移住定住ポータルサイトと連携し市内企業の情報発信 など</p> <p><b>【連携課・関係機関等】</b> 富士宮商工会議所・芝川商工会 富士市産業経済部商業労政課、富士商工会議所・富士市商工会 ハローワーク富士・富士宮</p>	商工振興課

事業番号	事業又は制度名等	開始年度	R4予算額 (千円)	成果指標				
				上段:目標値(各年度)				
				下段:実績値(各年度)				
(3)-8	現場従業員安全研修	H29	60	研修参加者数				
				R3	R4	R5	R6	R7
				40	40			
				R3	R4	R5	R6	R7
(3)-9	Uターン者等促進奨学金返還支援助成金	H30	1,200	奨学金返済助成金交付件数(件)				
				R3	R4	R5	R6	R7
				10	10			
				R3	R4	R5	R6	R7
(3)-10	企業紹介ガイドブック作成業務	R1	2,000	企業紹介ガイドブック作成数(冊)				
				R3	R4	R5	R6	R7
				2,000	2,000			
				R3	R4	R5	R6	R7



事業概要等	担当課
<p><b>【目的】</b> 主に中小企業の製造業入社3年目頃までの現場従業員を対象に、適切な安全衛生意識の定着や徹底を図る。</p> <p><b>【概要】</b> 市内大手企業の連携・協力により、同社が保有する研修施設及び講師による体験型の安全研修を実施する。</p> <p><b>【連携課・関係機関等】</b> テルモ(株)富士宮工場</p>	商工振興課
<p><b>【目的】</b> Uターン者の奨学金返済を支援することで、帰省意識を促すとともに、中小企業の雇用機会を創出し、雇用対策を強化する。また、若者が働きやすい環境の創出に向け、雇用主の理解を深めるためのセミナーを開催することにより、市内雇用環境の充実を図り、「富士宮で働きたい」と思う街とすることを目的に実施する。</p> <p><b>【概要】</b> 1交付対象者(下記①～③の全てに該当するもの) ①奨学金を返済予定または返済中であること。〈奨学金の条件〉 ②市内の中小企業で、かつ市が開催する雇用主向けの雇用環境改善講座を受講した企業に就労した者。〈就労先の条件〉 ③就労後に富士宮市に住所をおく者。〈居住場所の条件〉 2助成金額 奨学金残金の1/2もしくは、12万円/年のうち、いずれか低い額。 3助成期間 2カ年</p>	商工振興課
<p><b>【目的】</b> 進学や就職を控える年代が、改めて地域の産業や歴史を見直し郷土への興味や関心を深め、地域に根ざした人材育成と地域活力の強化を図る。</p> <p><b>【概要】</b> 高校生が地域課題の解決等を通じた研究的な学びの際の副読本として活用できる地域企業紹介ガイドブックを作成する。</p> <p><b>【連携課・関係機関等】</b> 富士宮市高校生議会</p>	商工振興課

(4) 中小企業者への資金供給の円滑化を図ること

事業番号	事業又は制度名等	開始年度	R4予算額 (千円)	成果指標				
				上段:目標値(各年度)				
				下段:実績値(各年度)				
(4)-1	企業立地促進事業費補助制度	H9	222,768	補助金交付件数 (補助金額/千円)				
				R3	R4	R5	R6	R7
				1 (53,000)	5 (222,768)			
				R3	R4	R5	R6	R7
0 (0)								
(4)-2	企業立地支援事業費補助制度	H23	64,100	補助金交付件数 (補助金額/千円)				
				R3	R4	R5	R6	R7
				5 (72,405)	3 (64,100)			
				R3	R4	R5	R6	R7
5 (53,074)								
(4)-3	産業振興事業費補助制度	H19	14,799	補助金交付件数 (補助金額/千円)				
				R3	R4	R5	R6	R7
				3 (38,289)	2 (14,799)			
				R3	R4	R5	R6	R7
3 (43,793)								
(4)-4	中間前金払制度	H26	—	中間前払金支払件数 (支払金額/百万円)				
				R3	R4	R5	R6	R7
				13 (135)	5 (12)			
				R3	R4	R5	R6	R7
5 (12)								



事業概要等	担当課
<p><b>【目的】</b> 企業の誘致を推進することにより、地域産業の振興及び就業の場の確保を図る。</p> <p><b>【概要】</b> 1,000㎡以上の用地を取得し、工場等を新設して操業開始をした企業(製造業等)に対して、用地取得及び従業員の新規雇用に要する経費の一部について、補助金を交付する。</p> <p>○交付要件等</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・用地取得後3年以内の操業</li> <li>・従業員が業務開始時に市民10名以上、市民新規雇用1名以上又は雇用維持かつ生産性の向上10%以上等</li> </ul> <p>○補助対象経費及び補助額</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・土地 用地取得に要した金額の20%(成長分野は30%)</li> <li>・新規雇用 1人当たり50万円</li> </ul> <p><b>【連携課・関係機関等】</b> 静岡県企業立地推進課</p>	<p>商工振興課</p>
<p><b>【目的】</b> 市内への企業誘致を推進することにより、地域産業の振興及び就業の場の確保を図る。</p> <p><b>【概要】</b> 1,000㎡以上の用地を取得し、操業開始をした企業に対して、建物と償却資産に係る固定資産税相当額を補助金として交付する。</p> <p>○交付要件等</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・企業立地促進事業費補助金の交付を受けていること</li> <li>・設備投資額(製造業等):中小企業は1億円(以外は3億円)以上(ソフトウェア業等):中小企業は3千万円(以外は1億円)以上</li> <li>・市民新規雇用1名以上又は雇用維持かつ生産性の向上10%以上</li> </ul> <p>○補助対象経費及び補助額</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・家屋及び償却資産 固定資産税相当額(3年分)</li> </ul>	<p>商工振興課</p>
<p><b>【目的】</b> 地域産業の活性化と雇用促進を図る。</p> <p><b>【概要】</b> 市内企業で工場等を新設、増設又は移設等により、事業規模を拡大した企業に対して、設備投資(土地・家屋・償却資産)に係る固定資産税等相当額及び新規雇用に要する経費の一部について、補助金を交付する</p> <p>○交付要件等</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・設備投資額(製造業等):中小企業は1億円(以外は3億円)以上(ソフトウェア業等):中小企業は3千万円(以外は1億円)以上</li> <li>・市民新規雇用1名以上又は雇用維持かつ生産性の向上10%以上</li> </ul> <p>※新規雇用者が障害者の場合、設備投資額の要件は除く</p> <p>○補助対象経費及び補助額</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・土地及び家屋 固定資産税・都市計画税相当額(2年分)</li> <li>・償却資産 固定資産税相当額(1年分)</li> <li>・新規雇用 1人当たり50万円</li> </ul>	<p>商工振興課</p>
<p><b>【目的】</b> 市が発注する建設工事において、中間前払金を支払うことにより、建設業者の資金繰りの円滑化を図る。</p> <p><b>【概要】</b> 市が発注する建設工事において、建設業者の資金繰りを円滑化することを目的に、従来の前払制度(契約金額の40%以内)に加え、中間前払(20%以内)を行うもの。</p> <p><b>【連携課・関係機関等】</b> 東日本建設業保証(株)静岡支店</p>	<p>契約管理課</p>



(5) 地場産品の消費及び販路拡大を図ること

事業番号	事業又は制度名等	開始年度	R4予算額 (千円)	成果指標				
				上段:目標値(各年度)				
				下段:実績値(各年度)				
(5)-1	中小企業新技術・新製品 出展事業費補助制度	H15	130	補助金交付件数				
				R3	R4	R5	R6	R7
				25	20			
				R3	R4	R5	R6	R7
3								
(5)-2	特産品開発・付加価値向 上等推進事業	H8	—	開発商品数				
				R3	R4	R5	R6	R7
				3	3			
				R3	R4	R5	R6	R7
3								
(5)-3	6次産業化推進事業	H27	—	連携数				
				R3	R4	R5	R6	R7
				—	2			
				R3	R4	R5	R6	R7
1								
(5)-4	食のまち富士宮ぐるめガイ ドの発行	H24	1,700	掲載店舗数				
				R3	R4	R5	R6	R7
				110	220			
				R3	R4	R5	R6	R7
210								



事業概要等	担当課
<p>【目的】 市内中小企業者等の販路拡大を支援する。</p> <p>【概要】 市外の展示会等への出展に要する費用の一部を補助する。 ○補助率及び上限額 1/2以内で上限20万円 ○補助対象経費 会場使用料・小間内の装飾・備品借上料</p>	商工振興課
<p>【目的】 当市の豊富な農水畜産物を利用した特産品の開発並びに既存農水畜産物に付加価値をつけてブランド化し、産地化を推進する事業として、農水産業関係者が組織する団体に対して助成して、農水産物加工品の研究開発を推進する。</p> <p>【概要】 農業関係者又は水産業関係者が組織する団体に対して、地場の農水産物を利用した特産品の開発と販売等に要する経費の2分の1以内の補助金を交付する。</p>	農業政策課
<p>【目的】 富士宮市内にある多くの食資源や食材の強みを生かし、地域食材を使った商品開発に結び付くよう、農商工連携や食の6次産業化の推進に繋げる。</p> <p>【概要】 大学や企業、団体等と連携して、市内の特産品を活用した商品開発の支援を実施する。</p> <p>【連携課・関係機関等】 富士宮市フードバレー推進協議会 東京農業大学、日本大学、静岡県立農林環境専門職大学、企業等</p>	農業政策課
<p>【目的】 市内飲食店等観光客誘客を図り、産業振興に繋げる。</p> <p>【概要】 「食のまち富士宮ぐるめガイド」を作成し、特産品の紹介や特色あるものを掲載し広く市民や観光客に配布する。 飲食店100、スイーツ・パン36、鱒8、加工品4、釣り堀4、特産品58(重複は除く)</p>	農業政策課

事業番号	事業又は制度名等	開始年度	R4予算額 (千円)	成果指標				
				上段:目標値(各年度)				
				下段:実績値(各年度)				
(5)-5	富士ヒノキの家・宮クーポン事業	H25	5,070	補助金交付件数				
				R3	R4	R5	R6	R7
				15	15			
				R3	R4	R5	R6	R7
				15				
(5)-6	フードバレースマートフォンサイト運営事業	H27	2,930	訪問者数(人)				
				R3	R4	R5	R6	R7
				60,000	60,000			
				R3	R4	R5	R6	R7
				69,250				



事業概要等	担当課
<p><b>【目的】</b> 木造住宅への富士ヒノキの積極的な活用を促進することにより、森林環境を保全し、林業及び木材産業の振興に寄与する。</p> <p><b>【概要】</b> 富士ヒノキを使用した新築住宅を建設した市民に対してクーポン券を交付する。なお、クーポン利用可能店舗は市内の加盟店に限定するとともに、一部を中小規模店舗のみで利用可能なクーポン券とし、市民の地元店舗での消費喚起を促す。 (事業連携している富士宮商工会議所へ市から補助金を交付)</p> <p>○対象工事等</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・市内に本社を持つ法人や個人の業者が建築</li> <li>・木造工事の木材総使用量の内、富士ヒノキ使用割合が20%以上の住宅</li> </ul> <p>○交付クーポン券</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・一般世帯                   25万円分のクーポン券</li> <li>・子育て世帯               30万円分のクーポン券</li> <li>・三世代同居世帯         35万円分のクーポン券</li> <li>・SGEC森林認証材加算   5万円分のクーポン券</li> </ul> <p><b>【連携課・関係機関等】</b> 富士宮商工会議所</p>	農業政策課
<p><b>【目的】</b> フードバレー構想を基軸とした富士宮の魅力ある様々な地域情報をウェブ上で効果的に発信する。</p> <p><b>【概要】</b> 富士宮やきそば、フードバレーふじのみや、旅観光&amp;富士山をカテゴリーとし、利用者増加となるよう最新の情報や富士宮市の魅力ある情報を定期的に更新していく。(株式会社おかオンラインへ委託)</p> <p><b>【連携課・関係機関等】</b> 観光課、商工振興課、富士山世界遺産課、情報発信課、花と緑と水の課、デジタル推進課</p>	農業政策課

(6)市が発注する工事、物品購入、請負等における中小企業者の受注機会の増大に努めること

事業番号	事業又は制度名等	開始年度	R4予算額 (千円)	成果指標				
				上段:目標値(各年度)				
				下段:実績値(各年度)				
(6)-1	住宅リフォーム宮クーポン 事業	H23	39,600	宮クーポン交付金額(千円)				
				R3	R4	R5	R6	R7
				39,600	39,600			
				R3	R4	R5	R6	R7
39,366								
(6)-2	「市内でできるものは市内 で」の考え方を基本とした 指名業者の選定(取扱い)	—	—	全会計における市内業者発注率 ※建設工事・業務委託・物品購入の合計契約件数 の内、市内業者の割合				
				R3	R4	R5	R6	R7
				60.00	60.00			
				R3	R4	R5	R6	R7
60.17								
(6)-3	簡易な修繕等受注者登録 制度	—	—	発注件数 (発注金額/千円)				
				R3	R4	R5	R6	R7
				560 (70.00)	560 (70.00)			
				R3	R4	R5	R6	R7
568 (71.00)								



事業概要等	担当課
<p><b>【目的】</b> 住宅関連施工業者を中心とした地域経済の活性化、並びに市民の居住環境の改善及び市民消費の活性化を図る。</p> <p><b>【概要】</b> 30万円以上の住宅リフォーム工事に対してクーポン券を交付する。なお、クーポン利用可能店舗は市内の加盟店に限定するとともに、一部を中小規模店舗のみで利用可能なクーポン券とし、市民の地元店舗での消費喚起を促す。(事業実施主体である富士宮商工会議所に市から補助金を交付)</p> <p>○対象工事等 ・市内に本社を持つ法人や個人の施工業者に発注した工事 ・住宅リフォーム工事費が30万円以上の工事</p> <p>○交付クーポン券 ・一般分 10万円分のクーポン券 ・子育て(未就学児童がいる世帯)世帯 15万円分のクーポン券(H28より) ・新たに三世代が同居する世帯 20万円分のクーポン券(H28より)</p> <p><b>【連携課・関係機関等】</b> 富士宮商工会議所</p>	商工振興課
<p><b>【目的】</b> 市が発注する工事、物品購入、請負等における中小企業者の受注機会の増大に努める</p> <p><b>【概要】</b> 「市内でできるものは市内で」という考え方を原則とし、同等品の設定を行うことにより、市内業者の受注機会の増大と競争性を確保できるように努めること、業務委託については、市外発注しているものについて市内発注できないか再検討を進めていくことなどを徹底するように各課へ周知するとともに、物品購入にあたっては安易に市外業者に発注せず、目的に沿ったもので市内業者が扱える製品を積極的に用いること、業務委託についても、市外業者への委託は、市内発注を進めていけるように分析を行い、分離・分割発注を含め検討している。 契約担当課としては、入札、落札制度において、市内業者の受注機会を増加することができるように、適正な競争を確保することを前提に研究している。</p> <p><b>【連携課・関係機関等】</b> 庁内各課</p>	契約管理課
<p><b>【目的】</b> 市が発注する請負金額50万円未満の簡易な修繕及び修理を対象に地域の中小企業者の受注機会の増大に努める</p> <p><b>【概要】</b> 受注者登録を事業所を構える中学校区単位で行い、市が発注する際には、中学校区内の登録事業者が発注するもの。「市内でできるものは市内で」という考え方をさらに進め、より密接な関係にある地域内事業者の受注機会の増大に努めている。 制度の有効な活用を図るため、市の発注担当課には、簡易な修繕等受注者登録者に発注するように庁内メール等で通知している。</p> <p><b>【連携課・関係機関等】</b> 庁内各課</p>	契約管理課

(他)その他、中小企業の振興に関連すること

事業番号	事業又は制度名等	開始年度	R4予算額 (千円)	成果指標				
				上段:目標値(各年度)				
				下段:実績値(各年度)				
(他)-1	富士山SDGs推進パートナー事業	R4	-	「富士山SDGs推進パートナー」事業者数				
				R3	R4	R5	R6	R7
				—	20			
				R3	R4	R5	R6	R7
(他)-2	富士宮市移住・就業支援金	H31(R1)	3,000	移住・就業支援金交付件数(件)				
				R3	R4	R5	R6	R7
				4	3			
				R3	R4	R5	R6	R7



事業概要等	担当課
<p><b>【目的】</b>  地域へSDGsの更なる浸透を図るとともに、持続可能なまちづくりやSDGsの達成に向けて本市と共に取り組んでいただくため、SDGsの目標達成や脱炭素に向けた具体的な取組を実施する事業者・団体・教育機関等との連携を目的とした「富士山SDGs推進パートナー」制度を実施する。</p> <p><b>【概要】</b>  富士宮信用金庫・富士宮商工会議所・芝川商工会・東京海上日動火災保険の4者の協力を得ながら、事業者・団体・教育機関などがSDGsの取組を宣言をする。宣言したパートナー間の異業種連携や交流を通して、新たな提案や事業化の促進に結び付ける。  市ホームページ等で公表し、それぞれの事業者が進めるSDGsの取組を市民や学生にPRできる機会とする。</p>	企画戦略課
<p><b>【目的】</b>  市内への移住・定住の促進及び中小企業等における人手不足の解消を図るため、首都圏(※1)から富士宮市に移住した者で就業、起業等したものに対し、予算の範囲内において補助金を交付する。  このことで、市内への移住者を増やすとともに、市内で働く勤労者の増加にもつなげることを目的に実施する。</p> <p><b>【実施主体】</b>  国、県及び市</p> <p><b>【概要】</b>  1 交付対象者  ・移住する直前の10年間のうち通算5年以上かつ移住する直前に連続して1年以上、特別区に在住していたこと、又は移住する直前の10年間のうち通算5年以上かつ移住する直前に連続して1年以上、首都圏(※1)の条件不利地域(※3)以外に在住し、特別区内に通勤していた者  ※首都圏のうちの条件不利地域以外の地域に在住しつつ、特別区内の大学等へ通学し、特別区内の企業等へ就職した者は、通学期間も対象期間として加算可能  ・平成31年4月1日以降に移住したこと  ・下記①～⑤のいずれかに該当すること  ①県のマッチングサイト登録の支援金対象企業に就職すること  ②県の起業支援事業を受けること  ③所属先企業等からの命令でなく、自己の意志により移住した場合であって、移住後も引き続き移住前の業務を行うこと(テレワーク)  ④内閣府が実施するプロフェッショナル人材事業または、先導的人材マッチング事業を利用して就業すること  ⑤静岡県内の各市町が認定している「関係人口(※3)」の要件に該当すること  ・転入する前に居住していた市区町村において、市区町村税を滞納していないこと  ・5年以上定住する意思を有していること  ・5年以上就業する意思を有していること  など  ※1 東京都、神奈川県、千葉県、埼玉県の1都3県  ※2 東京都：檜原村、奥多摩町、大島町、利島村、新島村、神津島村、三宅村、御蔵島村、八丈町、青ヶ島村、小笠原村。埼玉県：秩父市、飯能市、本庄市、ときがわ町、横瀬町、皆野町、小鹿野町、東秩父村、神川町。千葉県：館山市、旭市、勝浦市、鴨川市、富津市、いすみ市、南房総市、東庄町、長南町、大多喜町、御宿町、鋸南町。神奈川県：山北町、真鶴町、清川村  ※3 富士宮市に移住する直前の5年間のうち通算2回以上、ふるさと納税をした者  2 助成金額  2人以上の世帯の場合：100万円 単身の場合：60万円  ※18歳未満の世帯員を帯同して移住する場合は、18歳未満の者1人につき30万円を加算</p>	企画戦略課

事業番号	事業又は制度名等	開始年度	R4予算額 (千円)	成果指標				
				上段:目標値(各年度)				
				下段:実績値(各年度)				
(他)-3	導入促進計画に基づく先端設備等導入計画の認定	H30	-	先端設備等導入計画認定件数(件)				
				R3	R4	R5	R6	R7
				40	40			
				R3	R4	R5	R6	R7
				62				



事業概要等	担当課
<p><b>【目的】</b> 生産性向上特別措置法を活用し、市内中小企業の生産力向上を図るとともに、老朽化した設備の更新などによる労働環境の向上に繋がる設備投資を促すため、国が定める導入促進指針に基づき市は導入促進計画計画を策定し、企業からの先端設備等導入計画を認定する。 認定を受けた計画には、固定資産税の減免措置や、国が実施する補助事業の優先採択などの措置が受けられる。</p> <p><b>【概要】</b> 1 交付対象者 中小企業等経営強化法第2条第1項の企業(固定資産税の特例措置については別による) 2 認定方法 先端設備等導入計画の確認により認定。 3 実施期間 3年間(国の同意の日より3カ年)</p>	商工振興課

